



# 福島県報

## 目次

○福島県条例の一部を改正する条例	一
○福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	一
○福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例	二
○福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例	二
○福島県歯科口腔保健の推進に関する条例	三
○福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	四
○福島県租税特別措置法第二十八条の四等の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例	五

## 条例

福島県条例の一部を改正する条例、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例、福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県歯科口腔保健の推進に関する条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例及び福島県租税特別措置法第二十八条の四等の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第四十八号

#### 福島県条例の一部を改正する条例

福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項ただし書中「寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第十三条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

#### 附則

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の改正規定は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）の施行の日又はこの条例の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の福島県条例第三十一条の二の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（税務課）

### 福島県条例第四十九号

#### 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

##### （趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第四条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十一条又は第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（法第六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた法第四条第一項に規定する復興推進計画に定められた同条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下単に「復興産業集積区域」という。）に係る県税の課税免除に関する必要な事項を定めるものとする。

##### （県税の課税免除）

第二条 復興産業集積区域内において、当該復興産業集積区域に係る認定の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第六十八号。以下この条において「省令」という。）第一条第一号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第五十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同号ロ（同法第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項（福島復興再生特別措置法第五十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定法人に該当する者であつて、認定の日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該指定事業者又は当該指定法人の指定を受けたものに限る。）に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

一 事業税にあつては、当該新設し、又は増設した対象施設等を事業の用に供した日の属する年以降五箇年の間の各年（法人にあつては、当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度）に係る所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして省令第二条の規定により計算した額に対して課す

るもの

二 不動産取得税にあっては、当該新設し、又は増設した対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（認定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

三 固定資産税にあっては、当該新設し、又は増設した対象施設等である大規模償却資産（地方税法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模償却資産をいう。）に対して課するもの（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年の四月一日の属する会計年度（以下「初年度」という。）以降五箇年度の間には課すべきものに限る。）

（適用）

**第三条** 前条又は福島県特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）第三条若しくは第五条から第六条の二までの規定による県税の課税免除若しくは同条例第九条から第九条の六までの規定による県税の不均一課税については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

（課税免除の申請）

**第四条** 第二条の規定により県税の免除を受けようとする事業税、不動産取得税又は固定資産税の納税義務者で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める申請期限までに、規則で定める様式による課税免除申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 個人の事業税の納税義務者 対象施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年以降五箇年の間の各年の三月十五日（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月を経過する日）

二 法人の事業税の納税義務者 対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して五箇年の間における各事業年度の事業税について福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）第三十九条の十一第一項各号（第五号を除く。）に規定する申告納付すべき期間の末日

三 不動産取得税の納税義務者 当該不動産を取得した日から六十日を経過する日

四 固定資産税の納税義務者 初年度の初日の属する年の三月二十日  
（課税免除の規定の適用があるべき旨の申告があった場合の不動産取得税の納期限の延長）

**第五条** 知事は、不動産取得税の納税義務者で第二条第二号に規定する対象施設等である家屋の敷地である土地を取得したのから、当該土地に係る不動産取得税について同条の規定の適用があるべき旨の申告があり、かつ、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産取得税の納期限の翌日から当該不動産取得税が同条の規定の適用を受けることとなる日までの期間を限って、当該不動産取得税の納期限を延長することができる。

2 前項の納期限の延長の申請をする者は、規則で定める様式による申請書に第二条の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、福島県税条例第四十

条の七の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

（委任）

**第六条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、認定の日以降この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に当該認定に係る復興産業集積区域内において、対象施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

3 前項の規定の適用を受ける者に課された、又は課されるべきであった次に掲げる県税については、第四条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

一 認定の日から施行日の前日までの間に対象施設等を事業の用に供し、当該期間中に事業の廃止があった場合における当該事業に係る平成二十四年度分の個人の事業税

二 対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の所得又は収入金額に係る事業税について認定の日から施行日の前日までの間に申告があった場合における当該申告に係る法人の事業税

三 対象施設等の取得の日から施行日の前日までの間である場合における家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税  
（福島県税特別措置条例の一部改正）

4 福島県税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第一条中「この条例は、」を削り、「基づき、」を「基づく」に、「関して必要な事項を定めるものとする」を「関しては、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる」に改める。

（税 務 課）

**福島県条例第五十号**

福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県電気用品安全法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（消費生活課）

**福島県条例第五十一号**

福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県消費生活用製品安全法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（消費生活課）

福島県条例第五十二号

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。以下「法」という。）に基づき、歯科口腔保健（法第一条に規定する歯科口腔保健をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活においてむし歯、歯周病、歯の欠損、顎関節症、不正咬合その他の歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。
- 二 乳児期（満一歳に満たない期間をいう。第六条第一号において同じ。）から高齢期（六十五歳以上の期間をいう。第六条第三号において同じ。）までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との連携及び協力を努めるものとする。

3 県は、市町村、事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。次条第三項において同じ。）及び医療保険者（介護保健法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。次条第四項において同じ。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（歯科医療等業務従事者等の役割）

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯科口腔保健の推進に関する活動を行う国、市町村及び歯科医療等業務従事者と連携及び協力をし、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、使用する労働者に対する歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的歯科検診受診等」という。）により、歯科口腔保健に努めるものとする。

（基本的施策の実施）

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 乳児期、幼児期（満一歳から小学校就学の始期に達するまでの期間をいう。）及び学齢期（小学校就学から義務教育を終了するまでの期間をいう。）におけるむし歯予防対策の推進のため、フッ化物応用その他の科学的根拠に基づくむし歯予防対策の推進のために必要な施策
- 二 成人期（十八歳から六十五歳までの期間をいう。）における歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策
- 三 高齢期における口腔機能（かむ、しゃくするその他の口腔に関する機能をいう。）の維持向上のために必要な施策
- 四 障害者及び介護を必要とする者が定期的歯科検診受診等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- 五 県民に対する定期的歯科検診受診等の勧奨その他の必要な施策
- 六 歯科医療等業務従事者の確保及び資質の向上を図るために必要な施策
- 七 歯科口腔保健に関する実態の定期的な調査その他の歯科口腔保健に関する調査及

び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策

八 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための活動を促進するために必要な施策

九 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策

(歯科保健基本計画の策定)

**第七条** 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第十三条第一項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本計画（以下「歯科保健基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、歯科保健基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ歯科保健に関する学識経験者及び保健等業務従事者等の意見を聴くとともに、県民及び市町村の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、歯科保健基本計画を定めるとき又は変更したときは、遅滞なくこれを県民に公表しなければならない。

4 知事は、歯科口腔保健に関する施策の進捗及び社会状況の変化を踏まえ、歯科保健基本計画をおおむね五年ごとに見直すものとする。

(財政上の措置)

**第八条** 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

(健康増進課)

**福島県条例第五十三号**

**福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表飲食店営業の項建物の構造の欄2中「配膳室」を「配膳室」に、「配膳設備」を「配膳設備」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））であつて、生食用として販売するものに限る。以下この表において同じ。）の加工又は調理をする営業にあつては、生食用食肉取扱場（他の設備と区分された生食用食肉の加工又は調理のための専用の設備を備えた衛生的な場所。以下この表において同じ。）が設けてあること。

別表第二の二の表飲食店営業の項食品取扱設備並びに給水設備及び汚物処理設備の欄4（一）中「充填機」を「充填機」に改め、同欄に次のように加える。

5 生食用食肉の加工又は調理をする営業にあつては、次に掲げる生食用食肉の加工又は調理のための専用の設備等（調理のみをする営業にあつては、（一）から（三）までに掲げる調理のための専用の設備等）が生食用食肉取扱場に備えてあること。

（一） 加工又は調理に必要な設備及び器具

（二） 器具の洗浄及び消毒に必要な設備

（三） せっけんを備えた流水式手洗い設備及び手指消毒用の設備

（四） 食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）に規定する生食用食肉の加工基準（以下この表において「加工基準」という。）を満たすのに十分な能力を有する、生食用食肉を加熱殺菌するための設備

（五） 加熱殺菌の温度を正確に測定することができる装置

（六） 加工基準を満たす十分な能力を有する、加熱殺菌後の生食用食肉を冷却するための設備

別表第二の二の表食肉処理業の項建物の構造の欄に次のように加える。

4 生食用食肉の加工又は調理をする営業にあつては、生食用食肉取扱場が設けてあること。

別表第二の二の表食肉処理業の項食品取扱設備並びに給水設備及び汚物処理設備の欄1中「剥皮機」を「剥皮機」に改め、同欄7及び8中「充填設備」を「充填設備」に改め、同欄に次のように加える。

10 生食用食肉の加工又は調理をする営業にあつては、次に掲げる生食用食肉の加工又は調理のための専用の設備等（調理のみをする営業にあつては、（一）から（三）までに掲げる調理のための専用の設備等）が生食用食肉取扱場に備えてあること。

（一） 加工又は調理に必要な設備及び器具

（二） 器具の洗浄及び消毒に必要な設備

（三） せっけんを備えた流水式手洗い設備及び手指消毒用の設備

（四） 加工基準を満たす十分な能力を有する、生食用食肉を加熱殺菌するための設備

（五） 加熱殺菌の温度を正確に測定することができる装置

（六） 加工基準を満たす十分な能力を有する、加熱殺菌後の生食用食肉を冷却するための設備

別表第二の二の表食肉販売業の項建物の構造の欄を次のように改める。

1 店舗には、処理室が設けてあり、間仕切り等により区画してあること。ただし、包装された食肉をそのまま販売する場合には、処理室を設けないことができる。

2 生食用食肉の加工又は調理をする営業にあつては、生食用食肉取扱場が設けてあること。

別表第二の二の表食肉販売業の項食品取扱設備並びに給水設備及び汚物処理設備の欄に次のように加える。

5 生食用食肉の加工又は調理をする営業にあつては、次に掲げる生食用食肉の加工又は調理のための専用の設備等（調理のみをする営業にあつては、（一）から（三）までに掲げる調理のための専用の設備等）が生食用食肉取扱場に備えてあること。

（一） 加工又は調理に必要な設備及び器具

（二） 器具の洗浄及び消毒に必要な設備

（三） せっけんを備えた流水式手洗い設備及び手指消毒用の設備

（四） 加工基準を満たす十分な能力を有する、生食用食肉を加熱殺菌するための設備

- (五) 加熱殺菌の温度を正確に測定することができる装置  
(六) 加工基準を満たす十分な能力を有する、加熱殺菌後の生食用食肉を冷却するための設備

**附 則**

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第二の二の表飲食店営業の項の改正規定（「配膳室」を「配膳室」に改める部分、「配膳設備」を「配膳設備」に改める部分及び「充てん機」を「充填機」に改める部分に限る。）及び食肉処理業の項の改正規定（「剥皮機」を「剥皮機」に改める部分及び「充てん設備」を「充填設備」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

**福島県条例第五十四号****福島県租税特別措置法第二十八条の四等の施行に関する条例の一部を改正する条例**

福島県租税特別措置法第二十八条の四等の規定の施行に関する条例（平成十一年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表四の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表五の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）